

○家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の書換交付

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨通報を受けたので、同条第二項の規定により公示する。

令和五年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

（肉用牛）

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
一一六三六九二六八八七	種畜の名前の変更	正光春	正光
一一六三四八六九八二七	種畜の名前の変更	美津茂清	照清勝